

第 1 1 章 環境影響評価準備書についての意見および

それに対する事業者の見解

本事業の環境影響評価準備書を平成 25 年 7 月 5 日に公告し、同日より平成 25 年 8 月 5 日までの 1 ヶ月間の縦覧に供した。この準備書に対して提出された意見、並びにそれに対する事業者の見解は以下の通りである。

1 1 - 1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、住民からの意見並びに事業者の見解を表 11-1-1～表 11-1-4 に示す。

表 11-1-1 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
全体	1	<p>事業計画の中にごみ収集車(パッカー車等)の洗車施設がないようなので新規事業の中に取り入れてもらいたい。当然その汚水処理は適正に行うようにしてください。(使用する水は処理水でもよい)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・パッカー車等の内側に付着したごみ、生ごみ液を確実に処理施設で受け入れるようにするため。・ごみの適切な管理を行うため。・パッカー車等の悪臭対策や外部でのパッカー車等の洗車の汚水対策にもなる。・栗東クリーンセンターでは、洗車施設があると聞いている。	<p>草津市では、パッカー車等のごみ収集車両がごみを搬入した際には、ごみ投入後に、車体の内側に付着したごみやパッカー車のタンク内に溜まった生ごみ液を、可能な限りごみピット内へ投入するよう指導し、投入物についてはクリーンセンターが適切に処理しています。</p> <p>また、収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じるよう、車両所有者に対して指導をしています。(p. 354 参照)</p> <p>しかしながら、プラットホームでのごみ投入時に、ごみや生ごみ液がパッカー車の外部に付着し、施設外へ臭気が拡散する恐れがあることから、新施設では、その場でごみ収集車両に付着した汚れを洗浄できる設備を整え、洗浄後の汚水は適切に処理する等の対策を講じる計画とします。(p. 354 参照)</p>

表 11-1-2 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
大気 質	2	<p>環境アセスメント説明会は理解できる内容でありましたが、心配されるのが大気汚染です。</p> <p>生まれ育った金勝の自然環境や地域の居住環境を守る観点から、更に金勝地域の観測地点の増設と年 4 回の観測回数では不十分と思われますので、回数を増やし一般住民にデータの開示をして頂きたい。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>施設供用時の煙突排ガスは、法令による排出基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設定して排出すること、また、排ガス量を低減することにより、現状よりもさらに排ガスによる影響を減らす計画としています。(p. 8～9、p. 27 参照)</p> <p>また、発生源となる焼却炉からの排ガスを自動測定器にて監視することで、施設供用後の影響を十分に把握できると考えています。焼却炉からの排ガスを自動測定したデータは施設内の掲示板に示すとともに、整理結果については開示します。(p. 265 参照)</p> <p>一方で、煙突排ガスの影響は、周辺住民の皆様に対して、最も御心配をお掛けする要素であることは理解しています。このため、新施設供用開始後に大気中のダイオキシン類の自主的な事後調査(モニタリング調査)を実施して、環境基準との比較および予測を超える環境影響が生じていないかについて確認する計画としています。(p. 522 参照)</p> <p>事後調査地点は、大気質の現況調査を実施した全 6 地点のうち、事業予定地に近い 3 地点(馬場町会館、若草中央公園、青山小学校)を抽出しましたが、大気汚染が心配であるという御意見もふまえ、金勝地域に位置する関西電力変電所(現地調査を実施した地点)を事後調査地点に追加します。事後調査手法は、供用開始 1 年目に、環境影響評価実施計画書に基づき実施をした現地調査と同じく年 4 回(四季×1 回、各回 7 日、)とし、結果についてホームページ等で公表します。(p. 522～523 参照)</p>

表 11-1-3 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
大気 質	3	<p>・志津地区での説明会に参加しました。</p> <p>・現況調査地点、範囲は新施設中心にした概ね 600m 半径内にあるように思われます。そのため、岡本町町内会はほとんど調査範囲から外れています。(縮尺寸により円を書きました。)</p> <p>新施設は、馬場町町内会の地先ですが、悪臭等(大気質)は馬場町町内会へ流れるだけでなく、風向きにより変化するものと思われます。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたり、事業予定地から 1.6km の範囲内の区域を環境影響評価の対象地域に設定しており、岡本町も環境影響評価を実施する地域に含んでいます。大気質の現況調査地点は、実施計画書に対する住民の皆様や、関係市長、滋賀県知事の御意見を踏まえて、事業予定地を中心とした東西南北を基本として、当該対象地域の代表地点として学校、公園等に地点を配置しました。(p. 164～165 参照)</p> <p>大気質および悪臭の予測については、事業予定地における 1 年間の風向・風速の調査結果に基づき、環境影響評価の対象とした全ての地域において実施しました。(p. 166～167、p. 240～248、p. 348～351 参照)</p>
水質		<p>・新施設からの雨水もすべて草津川へ流れるのではなく、側溝の水は伯母川へも流れるのではないかと思いますので、今一度確認をお願いいたします。</p> <p>・今も定期的に継続されていると思われま すダイキン工場の問題もありますので、水質検査につきましても岡本町町内会は外れております。水は上から下へ流れますので、今一度ご検討ください。</p>	<p>既存施設と新施設予定地の雨水排水経路について再度確認をしたところ、既存施設の敷地からの雨水排水は伯母川へ流入していますが、新施設予定地の雨水放流予定である北側水路、南側水路は、いずれも草津川へ流れています。なお、特に工事中は、水量に係わらず確実に草津川へ放流するよう対策を講じる計画とします。(p. 26、p. 64～66 参照)</p> <p>水質への環境影響は、工事中の濁水等の流出を想定していますが、工事を実施する敷地内に濁水処理プラント等を設置することで、周辺への影響を可能な限り低減できると評価しました。(p. 22～23、p. 369 参照)</p> <p>なお、想定外の状況も考えられますので、工事期間中に放流水路において水質(濁水)の調査を実施し、濁水処理等の環境保全措置が適正であるか、予測を超える環境影響が生じていないかについて確認し、必要に応じて対策を講じる計画としています。(p. 361～365、p. 369、資料編 p. 2-204～2-230 参照)</p>

表 11-1-4 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
その他	1	<p>現在、大津市では「大田廃棄物最終処分場」に関して、同地区の自治連合会への補助金差し止めを求める裁判が行われており、二審判決で、大津市の補助金支出には十分な合理性があるとされました。草津市では適正に補助金（公金）支出が行われてきた事と思いますが、最高裁判決で大津市の補助金支出が違法ではないとされた場合、同様の施設がある地区によって、補助金が貰える貰えないの不公平が出るものと思いますが、「草津市立クリーンセンター」の周辺の住民、自治会、自治連合会等への補助金支出はされますか？その理由、根拠も含めて解答願います。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設置や運営に関しては、地元住民の理解と協力は必要不可欠です。これら地元住民の理解と協力を得やすくするためには、その施設が、周辺地域の生活環境保全上支障がないことは当然のことですが、それ以外にも地元住民への一定の配慮が必要と考えています。</p>

1 1 - 2 知事意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、知事意見並びに事業者の見解を表 11-2-1～表 11-2-2 に示す。

表 11-2-1 準備書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
全体	1	住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い、専門的用語などは注釈を加えるなどして理解が容易となる内容とすること。	住民の方が読まれることを前提として、表現方法の工夫や専門用語に注釈を入れるなど、理解が容易となるよう検討を行い評価書として取りまとめました。
大気質	2	施設の供用中、イオロ山や馬場山の向こう側におけるダウンドラフトによる影響について、予測および評価を行うこと。また、地形の影響を考慮する必要がないとする場合には、その理由を明記すること。	施設供用中の煙突排ガスの影響については、事業予定地近隣のイオロ山や馬場山によるダウンドラフトの影響について検証を行いました。(p. 249～251 参照)
	3	特殊な気象条件においても周辺への影響が可能な限り抑えられるよう、建設機械の稼働についてピークを低減するなどの環境保全措置を検討すること。	工事中の建設機械の稼働に伴う影響については、特殊な気象条件下においても可能な限り影響が抑えられるよう、さらに実行可能な環境保全措置を検討しました。(p. 262～263 参照)
水質	4	工事中の雨水排水計画においては濁水貯留池の必要性について、また、施設の稼働後の雨水排水計画においては雨水貯留槽や雨水利用の必要性についてそれぞれ検討し、これらを設置し、または、実施する場合にあっては、それらの内容および環境への影響を明らかにするとともに河川管理者と十分な協議を行うこと。	工事中に発生する濁水への対応については、昭和 51 年から平成 23 年まで(36 年間)のアメダスデータ等の検証結果を踏まえ、環境保全措置として濁水処理プラントと濁水貯留池を設置し、施設外への濁水流出を低減する計画とします。(p. 22～23、p. 361～365、資料編 p. 2-204～2-230 参照)
	5	工事中に発生する濁水については、より長時間のデータを使用するなどによって予測条件を見直し、十分に濁水処理を行うとともに、これらを踏まえた予測および評価を行うこと。	また、施設稼働後の雨水排水対策については、河川管理者と協議を行い、雨水再利用を図るための施設として、一定規模の雨水貯留槽等を設置する計画とし、雨水排水計画として取りまとめました。(p. 26 参照)
動物	6	猛禽類の生息には、営巣環境に加えて採餌環境についても予測および評価を行うこと。	猛禽類への影響の予測・評価にあたっては、営巣環境だけでなく、採餌環境(ハンティング環境)についても考慮して予測・評価を検討しました。(p. 426～435 参照)
景観	7	緑化を行うに当たっては、在来種または郷土個体によることとし、その導入計画を明らかにすること。	事業予定地で新たに緑化を行う場合は、当環境影響評価において実施をした植物調査結果も参考に、原則として在来種を対象種とする計画とします。(p. 473 参照)

表 11-2-2 準備書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
文化財	8	事業予定地がどういった場所であったのか、周辺の住民に聴き取りを行い、環境影響評価書に記載をすること。	事業予定地は、昭和 51 年に造成工事が行われ、現在までグラウンドとして利用されてきました。また、事業予定地における伝承文化について地域住民に聴き取りを行いました。(p. 91 参照)

1 1 - 3 関係市長およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、関係市からの意見並びに事業者の見解を表 11-3-1～表 11-3-3 に示す。

表 11-3-1 準備書に対する草津市長意見と事業者の見解

区分	No.	草津市長の意見	事業者の見解
全般	1	草津市開発事業の手續および基準等に関する指針における環境保全に基づき整備のこと。	草津市開発事業の手續きおよび基準等に関する指針における環境保全に基づいた事業計画とします。

表 11-3-2 準備書に対する栗東市長意見と事業者の見解

区分	No.	栗東市長の意見	事業者の見解
全般	1	当該事業に推進にあたっては、地域住民の意見を配慮しつつ、取り組みされますようお願いいたします。	今後の事業の推進にあたっては、地域住民への説明を充分に行うとともに、地域住民からの御意見についてもできる限り配慮した事業となるよう努めていきます。

表 11-3-3 準備書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長の意見	事業者の見解
全般	1	評価書の作成に当たっては、住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い専門的用語を記載する場合は、注釈をくわえるなどして理解が容易となる内容とすること。	住民の方が読まれることを前提として、表現方法の工夫や専門用語に注釈を入れるなど、理解が容易となるよう検討を行い評価書としてとりまとめました。
大気質	2	煙突からの排ガスによる大気拡散モデルについて、焼却施設の建物の高さの影響や、事業地の南側にあるイオロ山、東側に馬場山の地形を考慮しなかった妥当性について評価書に記載すること。	大気拡散モデルについては、地形や施設による影響を考慮し、さらに、事業予定地周辺の地形による特殊条件として、事業予定地近隣のイオロ山や馬場山によるダウンドラフトの影響についても検証を行いました。(p. 249～251 参照)
動植物	3	事業の施工工事及び施設稼働を含めて、周辺の動植物に影響がでないような措置を考慮すること。	<p>工事中に重要な動植物の生息・生育を確認した場合には、確認種の生態を踏まえ、必要に応じて移植等の検討を行うこととしており、このことを工事施工業者にも指導・徹底します。(p. 434、p. 450 参照)</p> <p>また、施設稼働後の影響については、復水器など熱が発生する施設は外部の動植物に影響を与えない配置とするなど、施設の設計時に配慮します。(p. 450 参照)</p>
関係課意見	4	草津市立クリーンセンター更新整備事業については、本腰をいれて地域住民の理解と協力を得るように説明願いたい。	今後の事業の推進にあたっては、地域住民への説明を充分に行うとともに、地域住民からの御意見についてもできる限り配慮した事業となるよう努めていきます。
	5	環境影響評価対象地域内に連担した農家と溜池（農業用水地）が存していることから、大気質各項目の排ガスを自主基準値より、排出低減されたい。なお、施設稼働においては、環境影響評価対象地域内の自治会長を対象にクリーンセンター管理委員会を設置して、環境影響評価項目のデータを公表し、説明することを検討されたい。	<p>排ガスの自主基準値は、法令に定める規制基準値を充分に下回る値を設定しています。(p. 8～9、p. 27 参照)</p> <p>煙突排ガスによる影響については、この自主基準値と同等の排ガスが排出された場合を想定して予測・評価を行っており、その結果、排ガスによる周辺大気環境への影響は軽微であると評価しています。(p. 240～248 参照)</p> <p>なお、施設稼働後に実施する大気環境の事後調査と、煙突排ガスの測定結果については、市ホームページ等で公表をしていきます。(p. 265、p. 522 参照)</p>
	6	計画地に近接する青山幼稚園、青山小学校並びに青山中学校に対し、園児・児童・生徒の通園通学や学習環境へ影響が出ないよう留意すること。	工事中から施設稼働後の維持管理に至る事業全体については、周辺地域に教育施設が立地していることを考慮し、環境保全面だけではなく、安全で安心できる事業となるよう計画していきます。